

○ 発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成二年大蔵省令第三十八号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分とこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改める。

改正後	改正前
<p>（株券等の所有者が少数である場合）</p> <p>第二条の五 「略」</p> <p>2 令第六条の二第一項第七号に規定する<u>全ての</u>所有者が同意している場合として内閣府令で定める場合は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める場合とする。</p> <p>一 特定買付け等の後における当該特定買付け等を行う者の所有に係る株券等の株券等所有割合（法第二十七条の二第八項に規定する株券等所有割合をいう。以下この号において同じ。）とその者の特別関係者（同項第二号に規定する特別関係者をいう。）の株券等所有割合を合計した割合が三分の二以上となる場合であつて、当該特定買付け等の対象とならない株券等（以下この号において「買付け等対象外株券等」という。）があるとき 当該特定買付け等の対象となる株券等に係る特定買付け等を公開買付けによらないで行うことに同意する旨を記載した書面が当該特定買付け等の対象となる株券等の<u>全ての</u>所有者から提出され、かつ、買付け等対象外株券等についてイ又はロの条件が満たされている場合</p> <p>イ 「略」</p>	<p>（株券等の所有者が少数である場合）</p> <p>第二条の五 「同上」</p> <p>2 令第六条の二第一項第七号に規定する<u>すべての</u>所有者が同意している場合として内閣府令で定める場合は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める場合とする。</p> <p>一 特定買付け等の後における当該特定買付け等を行う者の所有に係る株券等の株券等所有割合（法第二十七条の二第八項に規定する株券等所有割合をいう。以下この号において同じ。）とその者の特別関係者（同項第二号に規定する特別関係者をいう。）の株券等所有割合を合計した割合が三分の二以上となる場合であつて、当該特定買付け等の対象とならない株券等（以下この号において「買付け等対象外株券等」という。）があるとき 当該特定買付け等の対象となる株券等に係る特定買付け等を公開買付けによらないで行うことに同意する旨を記載した書面が当該特定買付け等の対象となる株券等の<u>すべての</u>所有者から提出され、かつ、買付け等対象外株券等についてイ又はロの条件が満たされている場合</p> <p>イ 「同上」</p>

ロ 買付け等対象外株券等の所有者が二十五名未満である場合であつて、特定買付け等を公開買付けによらないで行うことにつき、当該買付け等対象外株券等の全ての所有者が同意し、その旨を記載した書面を提出していること。

二 前号に掲げる場合以外の場合 当該特定買付け等の対象となる株券等に係る特定買付け等を公開買付けによらないで行うことに同意する旨を記載した書面が当該特定買付け等の対象となる株券等の全ての所有者から提出された場合

3 株券等の所有者（以下この条において「所有者」という。）は、前項第一号本文及び同号ロ又は同項第二号の規定による書面の提出に代えて、前項の規定により書面に記載する事項（以下この項において「記載事項」という。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（第一号ロにおいて「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該所有者は、当該書面を提出したものとみなす。

一 「略」

二 電磁的記録媒体（法第十三条第五項に規定する電磁的記録に係る記録媒体をいう。第五条第七項第二号及び第三十三条の第三項第二号において同じ。）をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

〔4・5 略〕

ロ 買付け等対象外株券等の所有者が二十五名未満である場合であつて、特定買付け等を公開買付けによらないで行うことにつき、当該買付け等対象外株券等のすべての所有者が同意し、その旨を記載した書面を提出していること。

二 前号に掲げる場合以外の場合 当該特定買付け等の対象となる株券等に係る特定買付け等を公開買付けによらないで行うことに同意する旨を記載した書面が当該特定買付け等の対象となる株券等のすべての所有者から提出された場合

3 「同上」

一 「同上」

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

〔4・5 同上〕

(買付け等の通知書の記載事項等)

第五条 「略」

2 「略」

3 令第八条第五項第三号に規定する公益又は投資者保護に欠けることがないものとして内閣府令で定めるものは、次に掲げる株券等とする。

一 「略」

二 当該株券等の所有者が二十五名未満である場合であつて、買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘が行われないことにつき、当該株券等の全ての所有者が同意し、その旨を記載した書面を提出している場合における当該株券等

「4」6 略」

7 令第八条第六項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

一 「略」

二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに通知書に記載すべき事項を記録したものを交付する方法

「8」11 略」

(公開買付届出書等の写しの送付についての情報通信の技術を利用する方法)

(買付け等の通知書の記載事項等)

第五条 「同上」

2 「同上」

3 「同上」

一 「同上」

二 当該株券等の所有者が二十五名未満である場合であつて、買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘が行われないことにつき、当該株券等のすべての所有者が同意し、その旨を記載した書面を提出している場合における当該株券等

「4」6 同上」

7 「同上」

一 「同上」

二 磁気ディスク、シー・ディー・ROMその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに通知書に記載すべき事項を記録したものを交付する方法

「8」11 同上」

(公開買付届出書等の写しの送付についての情報通信の技術を利用する方法)

<p>第三十三条の三 「略」</p> <p>2 法第二十七条の三十の十一第二項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる方法とする。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 電磁的記録媒体をもって調製するファイルに書類に記載すべき事項を記録したものを交付する方法</p> <p>「3」6 略」</p>	<p>第三十三条の三 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに書類に記載すべき事項を記録したものを交付する方法</p> <p>「3」6 同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	